

令和 2 年第 4 回定例会 その 2

文教経済常任委員会会議概要

委員長 中 村 美津緒

副委員長 橋 本 尚 美

1 開催日 令和2年12月23日（水曜日）

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

議案第185号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）

請願第6号 学校給食に関する請願

○出席委員

委員長	中村美津緒	委員	天内慎也
副委員長	橋本尚美	委員	長谷川章悦
委員	蛭名和子	委員	舘山善也
委員	山脇智	委員	奈良岡隆
委員	山本治男		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	成田一二三	農林水産部農業政策課長	齊藤寿一
農林水産部長	加藤文男	農林水産部農業振興センター所長	佐藤保
教育委員会事務局教育部長	工藤裕司	企画部財政課主幹	熊谷圭介
農林水産部次長	小笠原訓史	関係課長	
教育委員会事務局教育次長	奥崎文昭		

○事務局出席職員氏名

議事調査課副参事	櫻田新司	議事調査課主事	北山賢臣
議事調査課主査	岩間憲仁	議事調査課主事	高木渉

○中村美津緒委員長 ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、本委員会に付託され、去る12月11日に開催した本委員会において、閉会中の継続審査とすべきものと決した議案第185号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市営八甲田放牧地第一牧場等）」及び請願第6号「学校給食に関する請願」の2件について、先ほど本会議において、閉会中の継続審査の申出が否決されたことから、引き続き審査を行うものであります。

また、本案の審査及びその審査内容に係る議長への報告については、会議規則第44条第1項の規定により、本日午後4時までに終了するよう期限が付されておりますので、審査に当たりましては、委員並びに理事者の御協力をお願いいたします。

なお、理事者側の招集は、議案の所管部局であります農林水産部及び教育委員会事務局としておりますので、御了承ください。

それではまず、議案第185号について、引き続き審査いたします。

本案に対する説明を改めて当局から求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 農林水産部から御説明申し上げます。議案第185号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

前回の文教経済常任委員会では、委員の皆様に対しまして、説明不足の点があり、大変申し訳ございませんでした。本日は、改めて前回御指摘のあった事柄等を中心に御説明させていただきたいと存じます。

議案第185号関係資料の「青森市営共同牧野の管理について」を御覧ください。

まず、審査項目の「同種の施設管理業務の実績」の採点についてであります。審査項目の「同種の施設管理業務の実績」における配点は5点となっております。内訳といたしましては、同種の施設の管理における実績が1点、現在、同施設を管理している者の過去4年間の管理実績が4点となっております。

今回の青森農業協同組合の場合、これまでの当該牧場の指定管理者ではないため、獲得できる最大点は同種の施設の管理における実績の1点でありまして、今別町営牧場の管理実績はありますが、規模が本市の市営共同牧野の面積より小さいことから、自動採点により0.5点となったものであります。この点についてきちんと説明できず申し訳ございませんでした。

次に、牧野管理の現状について、現指定管理者である東青畜産農業協同組合の管理内容を御説明させていただきます。

まず、放牧牛の管理についてであります。指定管理業務における管理面積は、放牧または採草の目的に供することが可能である面積のことでありまして、募集要項及び仕様書におきましては345.5ヘクタールとしております。

参考までに表を掲載しておりますが、賃借面積そのものの合計は、奈良岡委員から御指摘ありましたとおり 667.5 ヘクタールであります。

なお、放牧牛は2つのグループに分け、グループごとに10ヘクタール程度に細分化したエリアに放牧し、一、二週間程度で牧草が少なくなった場合、他のエリアへ移動する方法を取っております。その放牧牛の巡視は、2つのグループが放牧されているエリア内を、2名体制で1日2回、車両で行っております。疾病牛の確認につきましては、群れから離れていたり、座り込んでいる牛などで判断しております。発情の確認については、そのサインとなる行動で確認しております。

次に、施設・設備・草地の管理についてであります。施設・設備・草地の管理は、2名体制で1日1回、車両で巡回し、不具合などの状況を確認しております。

なお、柴森山につきましては、放牧頭数が減ってきておりますことから、現在放牧されていない状況であり、月1回の巡回を行い、牧道の草木が繁茂する前に草刈り等を実施しております。また、有害植物が発生した場合につきましては、刈り払いを実施し、その除去に努めております。

牧柵の張線・降線、牧柵下の草刈り、牧道の草刈りなどは、必要に応じ臨時作業員を雇用し対応しております。

最後に、市の考えであります。ただいま御説明申し上げましたとおり、常時1日2名体制で巡回・草刈り等を実施していることに加えまして、繁忙期は臨時作業員を雇用することで、放牧牛、施設等の管理が遂行されております。また、市では、年2回のモニタリング調査において適切な管理運営がなされているかについて確認しております。

今回、青森農業協同組合から提出された青森市営牧野指定管理者指定申請書におきましては、常時1日2名体制を確保し、必要に応じて臨時作業員を雇用する計画となっており、加えて、農協職員には牛の疾病・発情等を確認できる専門知識を有した者がおります。また、放牧牛の管理や施設・整備・草地の管理内容につきましても、同申請書及びその内容の聞き取りにより、現指定管理者と同等の内容を確認しております。さらに、今別町営牧場の管理業務を昭和56年から受託しておりますことから、青森農業協同組合が青森市営共同牧野の指定管理業務を遂行できるものと考えたところであります。

以上、議案第185号につきまして、前回の質疑を踏まえ、再度御説明させていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 説明をいただきました。まずもって、委員会がもっと審議を尽くしたいという、必要だという継続審査が、本会議で否決された。私は非常に残念。青森市議会でこれまでなかったことだと私は思いますけれども、議会基本条例の趣旨からいっても議論を尽くすというのは当然のことで、それをわずか2票差で否決された。この文教経済常任委員会の委員として十分に議論し、議論を尽くしていきたいと。そして結論を出すことが務めだと思います。

この指定管理者の選定は、市長が指定管理者の候補者を決めて、議会が議決して初めて指定管理者の選定となるということで、仕組みとしては、予算案と同じです。今回、5年間の指定管理です。6500万円以上の予算を要する事業であります。市民のためしっかり審査しなければならないと思います。

先ほど農林水産部長から説明がありましたけれども、審査表の1-bの「同種の施設管理業務の実績」が0.5点のところ、5点中0.5点だった理由ですけれども、管理実績ありということですが、これは、今別町のことを言っているのでしょうか。

○**中村美津緒委員長** 農林水産部長。

○**加藤文男農林水産部長** 御指摘のとおり、今別町営牧場のことであります。

○**中村美津緒委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 今別町営牧場の管理実績があるということですよ。浅虫温泉森林公園の「同種の施設管理業務の実績」は、今回初めての公募ということで、1点です。なぜここが実績があるのに0.5点なのかということをお私非常に不思議に思いますけれども、選定評価委員会による審査時、プレゼンテーションもしくはヒアリングを行うことになっていますよね。農協の担当者が来てプレゼンテーションかヒアリングをしたと思うんですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

○**中村美津緒委員長** はい、農林水産部長。

○**加藤文男農林水産部長** ただいま奈良岡委員から御指摘があったように、農協の職員が選定評価委員会開催時、応答のために来ております。

以上でございます。

○**中村美津緒委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 実績に対するヒアリングに対してどんな返答だったのかお知らせください。

○**中村美津緒委員長** 農林水産部長。

○**加藤文男農林水産部長** 選定評価委員会の担当の者から説明させます。

○**中村美津緒委員長** どうぞ。

○**熊谷圭介財政課主幹** 財政課主幹の熊谷です。

こちらの自動採点のほうであります、まず、こちらは自動的に事務局の

ほうで、規模を考えまして 0.5 点ということをつけさせていただいた上で、ヒアリングの際にも今別町の牧場の広さはどれぐらいかという話にはなりません。それにおきましては、同規模ではないので、半分以下の点数にするということで 0.5 点ということになっております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば確認ですけれども、ヒアリングの際も今別町の話は出たんですね。

○中村美津緒委員長 財政課主幹。

○熊谷圭介財政課主幹 はい、出ておりました。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは、今別町営牧場の広さ、管理内容をお知らせください。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 担当課から説明させます。

○中村美津緒委員長 どうぞ。

○佐藤保農業振興センター所長 農業振興センターの佐藤です。面積のほうは 201 ヘクタールで、牧草の管理、施設の管理、放牧牛の管理となっております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 約 200 ヘクタールというのは利用地が約 200 ヘクタールということですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 草地面積、放牧するための草地としての面積であります。ですので、当方の面積と比較しますと、当方は 345.5 ヘクタールの牧野面積と同じ使い方という意味では、201 ヘクタールということでありませぬ。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 その件についてはまた後で聞きますけれども、今、確認のために聞きましたけれども、牧野ですから。さっきも話がありましたけれども、放牧牛の管理、草地の管理、それからそれに附属する施設の管理、これが最も重要なところですよ。だから、管理運営方針とか、放牧牛を増加させる取組、放牧牛を増加させるための取組が高い配点になっています。放牧牛の増加は配点が 20 点、候補者は標準点を上回った点数になっています。放牧牛拡大への提案はどのようなことがあったのかお知らせください。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 放牧牛を増加させるための取組の提案とい

たしまして、農協からは、畜産部会の方々に声をかけて、利用の促進を促していくということになっております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 利用を促進するのは分かるんですけども、具体的にどうしようとしているのかお知らせください。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 同じ話になるんですけども、周知を図っていくということでもあります。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと聞き取りの際に、黒毛和牛の放牧をお願いするという話がありましたけれども、いかがですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 畜産部会の中には、黒毛和種を飼育している方もいらっしゃいますので、現状、黒毛和種が放牧されていませんので、黒毛和種の方にもお声がけをしていくということにしております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 八甲田牛は短角牛ですよ。短角牛で放牧していない頭数というのはどれくらいあるのかと、黒毛和牛で放牧できる数というのはどれくらいあるのかお知らせください。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 ただいまの質疑については、ちょっと今、データを持ち合わせておりませんので、お答えできません。申し訳ございません。

○中村美津緒委員長 それは調べることは可能ですか。

○加藤文男農林水産部長 ちょっと時間がかかるようです。資料の確認も必要ですので、時間をいただいてもすぐにはお答えできない状況です。すみません。

○中村美津緒委員長 審査する場ですので、今調べるように。急いで調べてください。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それと合わせて、黒毛和牛ですけども、放牧できる牛が成牛——大人の牛か子牛か、また、雄か雌かも併せて教えていただきたいと思います。

それでは、回答が来るまでちょっと別の部分で質疑しますけれども、指定管理料について聞きます。

基準額が 1051 万 7000 円から 1352 万 8000 円に変わった理由をお示してください。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 担当課から説明させます。

○中村美津緒委員長 はい、どうぞ。

○佐藤保農業振興センター所長 増額された部分は、機械リース料でありまして、現指定管理者から当初の公募で応募がなかったものですから、現指定管理者から聞き取りをいたしまして、トラクターなど、牧野管理に必要な車両のリースをしなければならないということが判明いたしまして、その分、増額したところであります。リース料としまして 383 万 8000 円であります。以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 現指定管理者じゃなくて、指定管理候補者ですよ、まだ決まっていないんですから。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 現状を確認するために、現指定管理者に確認し、こういう機械が必要ですよということで、うちのほうで積算したものであります。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすると、この約 300 万円アップしたというのは、要するに、最初に募集して、応募者がなくて、2回目を公募したときに約 300 万円アップしたと。それで、それは現指定管理者、要するに東青畜産農業協同組合のことですよ。そこに聞き取りして、それでその結果、リースが必要だから約 300 万円アップした。今の指定管理者は、自分たちで機械を持っていたわけですよ。それでやっていたと。それで、また募集するということに、公募ですから、どういう応募者があるか分からないのに、実際機械を持っていて応募する人もあるわけでしょう。何で条件を変えて、リースが必要だということで約 300 万円アップして募集するんですか。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、1回目の公募では、先ほど委員からお話のあった約 1000 万円の基準額での応募をかけたところではありますが、応募がなかったものですから、どこがどう応募の条件として足りないのか、もしくは見直しすべき点があるのかという部分について、今やっぺららっしゃる東青畜産農業協同組合のほう詳しいということで、まずお聞きしに行きまして、先ほど奈良岡委員がおっしゃたように、東青畜産農業協同組合は今、自前の機械をお持ちなので、リース料はかからないんですが、これから、再公募——東青畜産農業協同組合はもう応募しないということはその段階では分かっていたので、東青畜産農業協同組合に確認したところ、これから公募するに当たっては、今、東青畜産農業協同組合が持っているそういう機械類の準備はしないと、応募者がいないのかもしれないというアドバイスをいただいたので、それを踏まえて必要かどうか

も判断しまして、予算組みをさせていただきまして、増額ということで広く350万円ほど上げて公募をかけたという流れがありますので、御理解いただけないでしょうか。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、今、候補者のほうにはあらかじめ機械を持っているかどうかとかを聞いたわけではないんですね。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 あらかじめは聞いておりません。公募をかけた後で、例えば、内容について聞かれるようなことがありましたが、そのときには公平に聞かれたものはお答えしておりますので、そのリース料等々が入っているかという話についてはお答えしております。それは農協ばかりではなくて、お問合せのあったところ全てにお答えしております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。

第三牧場、育成牧場、柴森山牧場のことですが、ちょっとお聞きしますが、国から借りていますよね。牧野として借りているということでしょうか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 放牧する場所ということで申し上げますと牧野ということでお借りしております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 使用料はかかっているんですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 使用料はかかっております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 えっ、使用料かかっているんですか。幾らですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 少しお待ちください。第三牧場と、それから育成牧場、柴森山牧場、これは国有林でありますので、年間71万円ほど払っております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 約71万円払っているんですか。

あそこは、国から牧野として借りているわけですよ。それで、いろんな施設があります。使用料も払っている。説明だと、例えば、第三牧場には発電施設もあります。柴森山牧場には、畜舎も監視舎も牛衝施設もある。牧道以外にその周辺の草刈りもしなきゃいけないですよ。多くの手間がかかる。

第三牧場も含めて、私、667ヘクタールって言いましたけれども、そのうちで使わなくなって、国から土地を借りて使用料を払っているけれども使わなくなっている。その管理が必要だと。施設もある。その管理も必要だということですよ。これは、ずっと続けるんですか。前の指定管理者というか、今の指定管理者は、第三牧場などの管理もできなくなって辞めたと思うんですけども、同じような2人体制で果たしてできるのかどうか、それからずっとこれから借り続けるのかどうか教えてください。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 現在の指定管理者からその部分ができないから辞めたということではなくて、東青畜産農業協同組合はちょっと組織的な問題がありまして、継続的に指定管理者はできないという御事情であります。

それから、管理の面でありますけれども、まず今、賃借面積と牧野面積の開きがあるのは確かに表を御覧いただければわかるんですけども、これは、我々もなぜこういう借り方をしているかはちょっとわかりません。恐らく一山というような感じのくくりでお借りしたのではないかなと思うんですが、その中でも牧野として使える面積というのはやっぱり限られておりますので、そういう意味でこの表で牧野面積というふうに区分けはしております。その中にある、今、御指摘のあった発電所とか、監視舎とか、そういう施設の管理、これも必要であります。現行どのようにしているかという、月1回の巡視などをやっております。それで不具合があれば、直せる範囲では直すでしょうし、我々のほうにも報告は来るという流れにはなっています。ただ、今のところそういう状況がなかったものですから、今後そういう問題があれば、それに対応しなければいけません。今までの監視の仕方を先ほど奈良岡委員がおっしゃったようにしていくための、例えば、牧道の管理をしたりというのは、それは月1回見回りながら対応しているというところです。

今後どうするかという部分であります。そこについては我々もまだ、今お借りしている部分を戻すとか、そういう話は今現在のところは考えておりません。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の話だと、第三牧場とかできちっとやっていたよね。牧場として。でもやっていないような言い方をしているじゃないですか。

[加藤文男農林水産部長「すみません、ちょっと訂正させていただきます」と呼ぶ]

○中村美津緒委員長 はい、どうぞ。

○小笠原訓史農林水産部次長 農林水産部、小笠原です。

第三牧場に関しては、平成28年度から休牧という形でうちのほうは対応し

ておりましたので、第三牧場に関しても、平成 28 年度から指定管理のお金には、大きいくりのものは入っていないと御理解していただければと思います。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の答弁でいいんですか、本当に。まあ、一応常任委員会での答弁ですので、残るわけですから。

そうすれば、柴森山も第三牧場も国から借りて、今の話が本当だとすると、もう昭和二十……（「平成 28 年」と呼ぶ者あり）平成 28 年からですか。柴森山はいつからでしたっけ。

○中村美津緒委員長 農林水産部次長。

○小笠原訓史農林水産部次長 柴森山は、平成 23 年度から放牧は行っておりません。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、それからずっと管理して、草刈りというか、管理だけをして使用料を払ってきたわけですよ。これからもずっとやるつもりなのか、私は不思議ですけども、その件はまた別の機会に聞きたいと思いますけれども。実際、今利用している約 300 ヘクタール、牧場の管理について聞きますが、草地更新はどうされるのか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 草地更新については、指定管理の業務には入っておりません。草地更新は、草地の状況を確認しながら、市が必要があればやっていくということになると思います。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 草地更新は、指定管理者はしないと。市がやるということですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 そのとおりです。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、リースするトラクターとか、その機械は、何に使うんですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 牧草の肥料まき、あとは、雑草刈りなどで使用することになります。

以上でございます。

〔加藤文男農林水産部長「すみません、補足です」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 細かく申し上げさせていただきます。

トラクターについては、草地管理のために使用するものであります。それで、ブロードキャスターという機械もありまして、これは、肥料・種子を散布する機械、それからモアーコンディショナーという機械もあります。これは牧草を刈る機械。乗用車、4トントラックということで、監視用の車、あとは、飲み水の運搬とか、肥料等の運搬等に使うような車両、こういった車両5台のリース料を見込んだ、先ほど奈良岡委員が言った増額した部分の対象のリース車両は、今言った5台のことです。すみません。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の答弁は駄目ですよ。草地更新というのは、完全草地更新を言っているわけではなくて、普通、草地更新というのは、まず1つ大きな問題は、指定管理者じゃなくて市でやるということは、新たに市が大きな予算をつけて、大規模にやらなきゃいけないということです。市でやると言ったからには。それが大きな問題。もう1つ、牛を放牧するわけでしょう、市のさっきの説明では。2か所、2グループに分けると。それぞれ10ヘクタールくらいのところを区分けして移す。10ヘクタールのところに牛を――たしか、牛は五十何頭だと思えるんですけども、それを放すわけでしょう。すると、牛は草を食べる。草を食べるとまばらになる。そうしたら隣に移す。その食べたところを草刈りして、まばらになっているから草刈りして、肥料をまく。それがモアーコンディショナーであったりブロードキャスターなんですよ。それを草地更新って言うんですよ。そうやってやらないと、牧草地はきちんと管理できない。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 すみません、私が申し上げたのは、草地更新のための機械を申し上げたのではなくて、申し訳ございません、遅れて答弁しましたが、その増額した機械の内訳を申し上げました。

それで、草地更新については先ほど担当からあったように、必要に応じて市のほうで対応すると。今の指定管理業務の内容にも経費は盛っていないと。仕様書の中でも、草地更新の作業を今回の業務にはしていないということがあります。

今、奈良岡委員がおっしゃったように、専門的な御指摘だと思うんですけども、そのやり方については知っておりますので、ちょっと説明させていただきます。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 奈良岡委員の今おっしゃった、牛が食い終わった後の草をもう1回手入れするなどというのは、仕様書には草地管理ということで載せております。それで、私が草地更新と先ほど説明したのは、もっと大規模な、何ていうんですか、年数を置いて、何年もたって荒れ果て

たところを、土を反転させるなどの草地更新の話をさせていただいたところ
であります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 何も専門的な話でなくて、牧草管理では普通の話ですよ、
私が言っているのは。当たり前の話。今、言葉の違いで草地更新、草地管理っ
て言ったけれども、普通は草地更新と言うんですよ。

それで、管理ということ言えば、牧場の管理というのは特殊ですよ。普
通の指定管理じゃない。ただ、建物だけを管理するわけじゃないわけですか
ら、業務内容も様々あります。例えば、施設の草地管理と放牧牛の管理で言
えば、牧野の建物や設備の定期的な見回り、いっぱいありますよね、施設。柴
森山にもいっぱいある。あの山のずっと上のほうにも。その見回りをして、
点検して、清掃して、消毒しなきゃいけない。あと、施設内の備品、それも
ちゃんと調べて、不具合があったら直さなきゃいけない。放牧牛——放牧し
ていますよね。それを1日2回、前は2回以上だったと思うんですけども、
最低2回は見回らなければいけない。給水や給塩——要するに、牛に塩やら
なきゃいけないですから、給塩施設は常に点検してなきゃいけないんです
よ、水とか塩とか。それで、足りなかったら適時補給しなきゃいけないん
です。そうでなければ、きちんと牛が育たないので。それに、言われていると
ころの草地管理。草刈りをやって、肥料をまく。また移ったら、それをやら
なきゃいけないんですよ。それで、その上に、牛がいなくなることがあります
よ。私の知っている範囲でも、崖から落ちていなくなったと。それを探すの
に何日もかかったんです。巡回して草地の管理をして、施設の管理をして、
牛も探さなきゃいけない。それを2人でやるというんでしょう。私、できな
いと思いますよ。今別町の町営牧場の管理業務を昭和56年からやっている。
ノウハウは多分——多分というか、ノウハウがあるので、指定管理業務が
できるという農林水産部の見解、要するに、昭和56年からずっと今別町では
やっている、実績がある、だからできるということですよ。今別町の町営
牧場は、青森農業協同組合とはいえ、蟹田支店の今別営農センターで管理し
ています。そこからの聞き取りでは手助けが来るという話ですけども、そ
こから手伝いが来るということですか。例えば、トラクターとかのオペレ
ーターも。オペレーターも、モアーコンディショナーとかつけてやるわけ
ですから、ブロードキャスターとか。専門的なオペレーターでないと駄目なん
ですよ。それが今、今別町のほうから助けに来るということですか。

○中村美津緒委員長 はい、農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 少し遡りまして、給水・給塩の見回りのことにつ
きまして、少しお話しさせていただきますと、御指摘のとおり、水・塩は適宜

補給しなければならないということで、水の補給は現状、1日2回行ってお
ります。塩については、放牧牛の巡視時に残りが少なくなっているかどうか
を確認し、なくなっていれば補給するといったような体制であります。

それで、今別町のオペレーターの話であります。農協のほうに確認した
ところ、今別町の者を持ってくるかどうかは、そのお話はないんですけれど
も、改めてそういう運転手、運転される方々を探して雇用するということ
であります。そのように聞いております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私が聞き取りで教えてもらったときには、今別町のほうか
らの手助けもあるという話を聞いたんですけれども、ああそれならと思って
納得したんですが、そうなんですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 そういうお話をしたのであれば、申し訳ございま
せん、私の言い方が間違っただのかもしれませんが。今別町は今別町、こちらは
こちらで作業員は雇用すると。そういうふうに向っております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、普通に考えて、今別町で牧場を管理している、
その人がこっちに来て見てくれるのであれば、それはできるかもしれません。
また、今までやっていた人がやってくれるのであればできるかもしれません。
ただ、私が聞く範囲では、今までやっていた人は、大けがをして、骨折をし
て、この間治ったばかりで、もうやらないと聞いています。そうすれば、その
特殊な牧場の管理をどうやってやるのか、2人で、素人が。教えてください。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 ちょっと担当のほうからその部分を聞いておりま
すので、お答えいたします。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 現作業員で1名の方は継続して従事しても
いいという話は承っております。ですので、全くの素人だけということには
ならないかと考えております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の話は作業員ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）作業員
ですよ、今までの指定管理者で使われていた人……（「すみません、いいで
すか」と呼ぶ者あり）

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 私が先ほど申し上げた1名というのは、4
月から――開牧から閉牧まで常勤でいる1人です。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすればその人が、2人1組のうちの1人としてやるということですか。それだと安心しますけれども。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 はい、そういうふうに伺っております。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 黒毛和牛の話はどうになりましたか。(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村美津緒委員長 はい、農林水産部次長。

○小笠原訓史農林水産部次長 毎年、2月1日現在で行っている頭数調査によると、市内の黒毛和種について、成牛・子牛の区分はちょっと不明なんですけれども、繁殖用として42頭、肥育用として32頭の計74頭となっております。

短角牛については、現在、市内に令和2年度で138頭があり、そのうち令和2年度に101頭が放牧されております。よって37頭が放牧されていない数字となります。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

ただ、私は、短角牛を放牧していないところがなぜ放牧しないのか知っていますよ。これからも放牧しないと。だから、黒毛和牛を放牧するしか頭数を増やす方法というのはないんじゃないんですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 農協の提案のほうは、黒毛和種も含めて農協の畜産部会の方々に声をかけていくというふうに提案しております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 黒毛和牛の放牧を働きかけるということで、この放牧牛を増やすという取組は評価されているということですか。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 選定評価委員会のほうで、そこの採点の部分は行われたということであります。我々はその取組を推進したいと考えております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 私は、今別町の町営共同牧野に直接電話して聞きました。どういうふうになっているのかということ。先ほど農林水産部では、200ヘクタールと言いましたよね。今別町では、100町歩、100ヘクタール、そのうち使っているのは50ヘクタール、そのほかの部分は、前はスキー場とかを

やったりして、今は使っていないと。50ヘクタールですよ。

それで、私が1番不思議に思ったのは、青森市のほうから問合せとかありましたかと聞きました。1回電話があったと。聞くために、中身を教えてほしいと。何に使うのかというと当然、議会で答弁しないとイケないとか何とかということで市のほうで考えて問合せしたのかもしれませんがけれども、今別町のほうでは、そういう対応であれば、きちんと公文書で質問文を出してほしいと言ったそうですよ。そうしたら、それから電話がなかったと言うんですけれども、それは本当ですか。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 そのとおりでございます。

面積のほうはホームページ上で、全国の牧野面積、頭数などを公表しているものがありますので、それで今別町営牧場の面積を確認して、私、201ヘクタールと申し上げたところであります。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 直接聞かないで、そういうのを見て、それで議会で答弁するの。私でも聞きましたよ。今別町営の牧野は管理委託ですよ。管理委託ですから、草地の更新、そちらのほうで言う管理はしない。共同牧野の広さは100ヘクタールで、共有地が3分の2、3分の1が国から。それで牧野として利用しているのが50ヘクタール、さっきも話しましたがけれども。作業員は1人だそうです。その作業員は何をするのか。放牧牛の巡回だけ。草地の更新、草地管理はとてもじゃないけどできないので、和牛飼育組合というのがあるんです。草地の更新もある程度知識がないとできないので、その組合員の人が出てやっているんですよ。50ヘクタールでもそうですよ。320ヘクタールを2人でできるんですか。今別町の約7倍の面積ですよ。ほかに、柴森山牧場、第三牧場の施設の管理もありますよ。あそこに施設いっぱいありますよね、発電機とか。無理でしょう、2人で。できないと分かっている指定して、それができないとなったら、それは市の責任ですよ。分かっているんですよ。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 るる御指摘ありましたが、私どもは今、現在の東青畜協がやっている業務が、我々が仕様書上で求めている内容が達成できているということで考えております。したがって、東青畜協のやり方を踏襲といたしますか、確保できるのであれば、我々が今回求めている指定管理業務がこなせるものと考えております。もちろんそのためには、引継ぎ等々をしっかりしてもらわなければいけませんけれども、その前提は当然にしてあります。

ですので、先ほど冒頭申し上げましたが、今やっている業務を2名でやっ

ているということですので、その体制が確保できるかということでは判断しております。したがって、今回の申請書、事業計画も含めてであります。そういう体制は取るということでの内容でありますし、農協のその作業以外の指定管理の組織として、農協の職員が兼務でしっかりした体制をとっていくとも提案されておりますので、我々とすれば可能だと判断しております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 だからそういう指摘を受けて、それでも可能だと言って、やってできなかったら、それは市の責任だと言っているんですよ。何も答弁を求めているわけじゃないので。

それで、2人だけで今言ったことを本当にできるのか。第一牧場、第二牧場、第三牧場があって、育成牧場があって、柴森山牧場があって、それをやっていたのですよ。ところが、できなくなって、柴森山牧場、今行けば――農林水産部長、見に行ったことないでしょう。第三牧場もちゃんと管理できなくなって、今の状態なんですよ。これから草地がますます荒れてくれば、どうするんですか。牛を増やそうとしているわけでしょう。牛を増やそうとしているのに、例えば、そちらのほうの話のとおりであれば、牛を増やそうとしているのに、本来であれば、第三牧場とか、きちんと管理して、牧野としてやっていけなきゃいけないのに、もはやできない状態ですよ。草地更新できないですよ、あれ、きっと。まあ、やろうと思えば、お金をかければできるんでしょうけれども。それで、できなくてこうやって牧場は少なくなってきたのに、そのできないときの人数でできるという、現状を維持できるというのはどう考えてもおかしい。

何回も言いますが、話をしているのは、例えば、各議員のところの説明に行ったと。さきの議会でも、200ヘクタールと言っていましたよ。今別町で実績があるんだと。ところが、その中身が違うじゃないですか。50ヘクタール、監視員は1人、あとは和牛飼育組合でやってくれている。先ほど――確認しますけれども、市は放牧牛を増やすと言っていますよね。それで、黒毛和牛を放牧するようにお願いしてできる。今別町の町営牧場は黒毛和牛を放牧しています。農林水産部のほうで、ほかでも放牧しているところがあると言っていました。確かにあるんですよ。ただ、八甲田牛、短角牛は放牧できる。できるんですよ、牧野に。草食べるから。それこそ、黒毛和牛の場合は肉質が大事ですから、肉が大事。肉というのは、飼料ですよ。おいしいものを食べさせないと、ああいうふうには高い肉はできないんですよ。運動させないで、おいしいものを食べさせて、大きくなってもらう。それで、肉質がいい肉が取れるんですよ。それを、放牧させて、運動させて、草だけ食べさせて、あ

れ、いい肉が取れないんですよ。安くしか売れないんですよ。そういうことはしないんですよ。それで、例えば、放牧して、牛が草を食べるでしょう。草しか食べないんですから。そうすれば、タンとか、硬くなってしまいうんですよ。肉質が落ちるんですよ。

今別町営牧場は黒毛和牛を放牧しています。黒毛和牛を放牧しているという事実だけはあるんですよ。ただ、中身を聞いた。あそこは短角牛はいないんですから、すべて黒毛和牛。それも、雌と子牛だけですよ。雌と子牛だけ。なぜか分かりますか。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 雌と子牛だけ――繁殖。繁殖も1つの目的であります。あとは、生産コストの低減、経費の節減になろうかと思えます。

○中村美津緒委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 違うのさ。雌と子牛しか放牧しない。雄、肥育牛は放牧しないのさ。雌は繁殖期が来たら、下に下ろしてきて、人工授精させるんですよ。そんなに長く置かないの。子牛は10か月たてば、子牛市場に出すから。子牛市場に出すんですよ。大きくしないの。肥育牛は、放牧しないんですよ。なんでかっていうと、肥育牛というのは、放牧すると、さっき言いましたけれども、肉質が落ちるからですよ。それは、牛の世界では普通の話。

まあ、長々とかうやって話しても、答弁できないこともあるので、私は、一番の問題は、常任委員会で話をして、答弁できなかったことに対して、常任委員会の各委員に対して、農林水産部で個別に回って説明したと。それは、まず1つは、委員が説明してほしいと言え、説明するのは、私は当たり前だと思います。それで、もしも間違ったことがあったのであれば、委員長に了解を得た上で、各委員に説明する。それが当然ですよ、委員会で。委員長にも承諾を得ない。私は、委員長が何で怒らないのかなと思うけれども、なんでもそうじゃないですか、資料でも何でも、配付にしても。常任委員会の委員長に了解を得て、その上で各委員に説明に行くというのが普通ですよ。それを農林水産部は個々に説明していく。その説明している内容も、今みたいに、50ヘクタールを約200ヘクタールと言ったり、誤った説明じゃないですか。私、指定管理の方法でもっと――募集の在り方とか、管理について、いろいろと問題があると思っています。ただ、今回、議会でこういう決定が下されたので、この時間内で質疑しなければいけない。まあ、急に言っても、資料が出てこないと思うので、ただ、今の答弁を聞いて、とてもじゃないけれども、私は、青森市の財産である牧野をきちんと管理できるとはとてもじゃないけれども思えない。指定管理のこの仕様書どおりに管理できるとは思わないので、ぜひ否決すべきだということで、話を終わりたいと思います。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 奈良岡委員のように全体像があまり分からない、現場のこともちょっと分からなくて、専門知識もないんですけれども、前回、継続審査に賛成したのは、奈良岡委員の質疑に対して、農林水産部のほうでの確かな答弁がなかったので、これは今、賛成することができないなと思って、そのようにしました。

それで、ちょっと疑問点を何点か聞きたいと思うんですけれども、指定管理料を約300万円アップしたということで、それは農協に今、公募しているんですけども、農協で機械がないから、機械をそろえるためだということなんですけど、その農協のほかに2つの団体——団体というか業者と言うんですか——が募集に手を挙げたと思うんですけれども、同じ条件で、約300万円上乘せしたその条件で説明をしたのかどうか、お願いします。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 公募があったのは、1者だけであります。公募ですので、例えば、農協だけに配慮したとか、そういうことはありません。あくまでも、基準額は公平に公表してありますので、誰々のためのとかというのではありません。公募ですので、逆に言うと、できないことだと思っております。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 じゃあ、その2つというのは私の間違いなのかもしれません。勘違いなのかもしれませんが、農協だけだと。

あと、先ほどから、今回のこの牧場というんですか、2人でできるのかと、再三、奈良岡委員から質疑がありました。それで、先ほど委員長に確認を取らないでというふうにありましたけれども、私は納得がいかないものですから、まあ、委員長には確認を取っていないので叱られるかもしれませんが、何度か聞いたんです、担当部から。それで、牧場があって、牛を放すところを区分けして行って、その小さく区分けしたところに牛を放して、草がなくなったらまた移すというふうにやっているの、2人でできるんだという説明を受けていますけれども、本当に2人でできるのか、そのほかの管理もあると思うんですけれども、その点をお願いします。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 ただいまの御質疑は、冒頭、私が今回の資料でもって説明した真ん中あたりのことだと思うんですが、2グループに分けて、細分化したエリアに放牧しております、一、二週間程度で移すということがあります。それは今もやっておりますので、それは2人でできております。

それから——以上でしたでしょうか。（「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）すみません、そういうことで、現行は2人でやっております。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 もうちょっと聞きますけれども、今までは2人でやってき

たからいいというのは分かりますけれども、今まで東青畜協でしたか——が、やってきたのを今度は農協がやるということで、その担保が欲しいわけです。本当に大丈夫かどうかと。もう一度お願いします。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 先ほど少し触れましたが、御存じのとおり、この指定管理業務は、旧新となった場合は必ず引継ぎをしっかりとした上で新しいほうに引き継ぐということが義務づけられている制度であります。したがって、東青畜協がやってこられた内容、それから、我々市のほうで求めていることができるか、それを含めて引継ぎはしっかりとしていきますので、受けた農協も、それを基にやっていくことになります。そして、これも先ほど少し申し上げましたけれども、市のほうでモニタリングを年2回ほどやります。ちゃんとやれているかどうかというチェックをします。7月と2月の年2回やるんですが、その際に、その運営体制がちゃんとやっているか、ちゃんと業務をこなせているかという、何項目か項目があるんですが、それをしっかりとヒアリングしながら、現場に行って確認しながらという作業もやっていきますので、進行管理もできるので、もしその際にやっていなければ、改善とかそういうことを求めて、そのリターンも確認して進めていく——リターンというのは、ちゃんと改善されているのかという確認を含めて進めていくということになります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 もう1つ聞きます。農協に、農業の問題とかを質問したりしていて、米やリンゴとかは農協との関わりがあって、農協がなければ市の農業も一緒に進んでいかないというのは、私は分かっているんですけども、畜産のほうはどうしても分からなくて、畜産のほうは農協だから大丈夫だと説明を受けているんですけども、畜産のほうでなぜ農協だから大丈夫だと言えるのか。ちょっと難しいかもしれないですが、お願いします。

○中村美津緒委員長 農業振興センター所長。

○佐藤保農業振興センター所長 畜産戸数は少ないんですけども、農協の中に、畜産部会を組織して、その方々の指導なり、講習会を開催したりということはやっておりますので、人数が少ない——目立ったようには見えないのかもしれませんが、指導なり巡回は、農協のほうでもしているということです。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ちょっと今の答弁……。人数ではないんですけども、それは分かるんですけども、その関わりですね。今のは、担保、根拠はちょっといまいち伝わってこなかったです。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 厳密に言って、農協だからできるというようなことは、直結しないかもしれませんが。先ほど奈良岡委員からもるる御指摘のあった面積の話、我々の確認の甘さがあるのかもしれませんが、公表されている201というヘクタールを捉えて、これまで説明させていただきましたが、実質は、先ほど奈良岡委員が言ったような話なのかもしれません。それはあるにしても、実際、作業員は先ほど50ヘクタールで、今別町の事例では作業員1人で巡回だけという話でありましたが、実際に農協が請け負っている業務でありますので、そういう意味ではちゃんとした管理、全体の管理はしているものと私らは考えておりますし、今回の提案の内容も、我がほうの仕様書に対して、ちゃんとやるという、やるんだという意気込みのある提案だと認識しております。そして、選定評価委員会でも基準点を上回る採点——合計点はですね——上回る採点でありましたので、私どもは可能だと認識しております。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 先ほど農林水産部長から冒頭説明があったことについて、ちょっともう1回聞きますけれども、疾病牛に対しては、サインで分かるんだと言っていましたよね。サインや行動で分かると。草刈りは月1回で、臨時の人を雇うと言いましたよね。また、放牧牛は、2名で1日2回、車両が出回るから管理はできるんだと言っておりましたけれども、本当に大丈夫なんですかね。

○中村美津緒委員長 はい、農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 何度も申し上げます。現在、東青畜協にお願いしている業務は、十分遂行されていると思っております。

したがって、その業務を今、募集内容や仕様書を変えておりませんので、その業務ができるかという観点で申し上げますと、今回の提案の内容を見て、我々はできるものと判断しております。

○中村美津緒委員長 天内委員。

○天内慎也委員 いろいろと聞いて、これ以上は質疑しませんけれども、基本的に私どもは、本当にどっこいの話ですけれども、指定管理業務に対しては反対の立場なんですけれども、今は置いておきますが、ちょっとでも疑問が残るのであれば、賛成はできないものかと思っております。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 私もちよっとこの牧場管理ってあまり詳しくなくて、奈良岡委員の質疑を聞いていてちょっと疑問に思ったことがあるんですけども、

柴森山牧場と第三牧場というところの話が出ていて、奈良岡委員の話ですと、今までの業務の中でできなくて休牧になっていったというようなお話があったと思うんですが、まず、それで正しいのかどうかということと、今、新しくやる農協のほうでは、ここをまた使えるような提案というか、そういう提案になっている、まあ、どういう扱いになっていくのかということも少し詳しく聞きたいなと思うんですが。

○中村美津緒委員長 農林水産部次長。

○小笠原訓史農林水産部次長 まず、柴森山と第三牧場に関して、休牧にした理由というのは、放牧牛が少なくなったというのがまず第1番の理由になります。それによって効率的に牧草地を回すということで、有効的に使える場所を定めて、そちらの管理自体は、一定の巡回みたいな形で、月1回とかという話で、実は今の現指定管理者のところと協議をしてその中身はたしか決めていたと私は聞いておりました。

続いて、どうしていくのかということであれば、牛が増えれば、確実に牛の放牧場も面積を広く取らなければいけなくなりますので、その際にはもう既に荒廃地になっているという状況になりますので、県などの関係機関から、どういった形で草地を整理していけばいいのかというのは、改めてちょっとアドバイスを受けながら更新していくような形になっていかざるを得ないと思っておりますので、要は、あくまでも牛の増加に伴うものであれば、直ちにうちのほうでも行動は起こしていきたいと考えておりました。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありますか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 2点お聞きします。

今日渡された資料の最後、下から2行目でも、さらに、今別町営牧場の管理業務も昭和56年から受託していることから、この指定管理業務も遂行できるものと考えられているというのは、実績を評価していると思うんですけれども、やはり、その「同種の施設管理業務の実績」が0.5点というところに私は引っかけかかって、継続審査にしたんです。

先ほどの説明だと、面積が半分だからということですがけれども、これは機械的かというと、選定評価委員会がつけた点数ではないということでしょうか。

それと矛盾というか、おかしいとは考えないですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 今、お話のあった0.5点のところは、配付している資料の一番上のほうにあります。自動採点で選定評価委員会のほうで0.5点となるものであります。それは、要は今別町の事例の面積が小さいということで、0.5点ということに自動採点上はなるということなんです。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 それでも、やはりここのいう「同種の施設管理業務の実績」とすれば、おっしゃるようなことであれば、0.5点ではなく1点以上はなるわけですよ。これは、今言っても仕方ないことなんですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 私も個人的にはそうあるべきだとは思いますが、選定評価委員会の採点上のルールとして、ここに書いてあるように、まず、新規の指定管理者候補者であれば、最大で1点ということになります。そして、それは規模が小さければ、自動的に0.5点というふうに今回の場合は採点されるものですので、そこには選定評価委員会のルールというのがあります。我々は先ほど来話しておりますが、奈良岡委員からも御指摘ありました1回しか電話をしていないという話があったんですが、その際もどういう業務をやっているのかという部分は確認したつもりですが、その際には牛の放牧管理とか、我々が今やっているような草地管理もやっていると聞いたものですから、こういうふうに今別町の実績ありと捉えているものであります。以上です。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。あと、もう1点なんですけれども、現在、放牧されている牛はどれくらいいるんですか。

○中村美津緒委員長 農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 今年であります、107頭であります。

○中村美津緒委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かりました。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 最後に、今の農林水産部長のお話で、今別町では、今別町の町営牧場、放牧の監視と草地管理をやっているということでしたけれども、私が聞いた限りでは、放牧牛の監視だけ、草地管理は飼育組合でやっている、そう聞いていますよ。それから、108頭と言っていましたよね。（「107頭であります」と呼ぶ者あり）この指定管理者の募集要項で見ると、令和2年度は、成牛、子牛合わせて――成牛が50頭、子牛が42頭で92頭ということになっています。それから、私が聞いている範囲なんですけれども、2つの農家が近々やめると。もう1つのところも近い将来、放牧をやめることを考えていると聞いていますよ。市のほうの説明とちょっと違う気がします。

○中村美津緒委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 まず、今別町の確認の――すみません。担当から、捉え違いだったかもしれせん。今、聞いたら、放牧管理、草地管理と言いま

したけれども、そこまでは確認していなかったそうです。201ヘクターの部分の確認はしたそうですけれども、それも先ほどの公表した数字の話だったそうであります。申し訳ございません。

それから、2農家がやめて、将来的にはという、要は肥育農家が少なくなっていくということでありますが、御指摘のとおり肥育農家も高齢化が進んでいて、そうした声も聞いておりますが、今現在、牧野を使うという農家がいる以上、我々とすれば提供したいと思っています。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 すみません。事務局のほうに確認したいんですけども、次の議案ともちょっと関わるので、1回継続審査が否決されているんですけども、再度継続審査ということはあるんですか。それともないんですか。

○中村美津緒委員長 はい、議会事務局。

○櫻田新司議事調査課副参事 本日の本会議で継続審査が否決されましたので、今の定例会の会期中に、簡単に言えば白黒つけなければいけないんですけども、継続審査ということは、会議規則の一事不再議という規定がありまして、継続審査が1回否決されましたので、よってこの場でもう1回継続審査という結論はないということになります。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 ないようでございますので、農林水産部に対して、私から御指摘をさせていただきたいと思います。

何名で各委員の方に御説明をしたか分かりませんが、私たちはしっかりと審査すべきということで継続審査にいたしました。それを各委員に御説明に上がるということは議事録にも残りませんし、その各委員に対して納得させるような極めて誤解を招くような行為だと私は考えております。ですから、説明も今後は公平公正にできるような、しっかりと対応していただきたいと考えております。

○加藤文男農林水産部長 分かりました。私どもは、実はどこが駄目だったのかというところを確認の意味でお伺いしたのですが、そういうふうになってしまったことについてはおわび申し上げます。申し訳ございません。

○中村美津緒委員長 あと、部長の答弁で、かもしれないだとか、公表している数字だからといっても、誤った数字かもしれないので、しっかりと調査をして申し上げるべきだったなと私は思います。

○加藤文男農林水産部長 すみません。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はないようであります。なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議ありになっています」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 申し訳ございません。本案については御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 185 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、議案第 185 号は否決すべきものと決しました。

○中村美津緒委員長 次に、請願第 6 号について、引き続き審査をいたします。

本請願に対する市当局の意見・対策等について、改めて説明を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 請願第 6 号「学校給食に関する請願」につきまして、御説明申し上げます。

学校給食を運営するに当たりましては、学校給食法第 11 条の経費の負担の規定を基本に、義務教育諸学校の設置者である市が、施設・設備の修繕費や光熱水費、調理等に必要の人件費等を負担しており、保護者の皆様には、学校給食費として給食に係る食材費のみを御負担いただいております。

資料を御覧ください。

学校給食課所管の令和 2 年度当初予算額は、歳入総額で 11 億 6375 万 9000 円であり、このうち保護者の皆様から納めていただく学校給食費として 11 億 5496 万 9000 円を予算措置しているところであります。

また、歳出総額で 21 億 4450 万 4000 円であり、このうち、給食材料費としては 11 億 5514 万 5000 円、給食扶助費として 1 億 9928 万 4000 円、光熱水費及び燃料費で 1 億 4067 万 5000 円、人件費で 2263 万 5000 円、給食センター運営委託費等で 6 億 2676 万 5000 円を予算措置しているところであります。

学校給食費を無償化するためには、学校給食費の 11 億 5496 万 9000 円から、給食扶助費として支出している 1 億 9928 万 4000 円と国・県からの給食扶助費への補助金 440 万 1000 円を差し引き、9 億 5128 万 4000 円の財源が必要となるところであります。

詳しくは、令和 2 年度当初予算額別紙を御覧ください。

学校給食費は、設置者と保護者との協力により円滑に実施されるものであり、本市における持続可能な財政運営を考慮いたしますと、保護者の皆様にも適切に御負担いただくことが必要であります。

したがって、請願第 6 号の給食費の無償化については考えていないと

ころであります。

以上でございます。

○中村美津緒委員長 御質疑ありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 まず、先ほど奈良岡委員から、さきの議案でも継続審査が否決されるという事態についての意見があったと思うんですけども、やはり、十分な議論をしようというこの継続審査が否決されていいのかなというのがまず1つあって、今回この請願についても、まずこの団体から意見を聞く必要があるということでの継続審査だったという点では、ここで可否を問うてしまうということは、この団体からの意見が聞かれないということで、十分な審査が尽くされないのではないかとということ、まず1つ申し上げたいと思います。

あと、今、市の当局からは無料化は考えていないということで、主に財政面からの意見が多かったと思うんですけども、やはり、天内委員がさきの委員会で指摘したとおり、憲法が保障する教育の無償化という部分で、仮に財源がかかったとしても私はやる必要があると思うし、それはやはり、青森市全体の財源の中での使い方というものを、どこに重点を置いていくかということにつながっていくものなんじゃないかなと思っています。

そういう面では、やはり青森市ではなかなか、公共事業や箱物にはかなり予算はつぎ込んでいるけれども、教育の部分については十分ではないんじゃないかという部分もありますし、また、今、青森市の最大の課題である人口減少とか、現役世代の流出という面を考えても、やはりこの学校給食の無償化を行うことによって、こういうものの食い止めにもつながると思いますし、また、就学援助だけで子どもの貧困全てを補足できているという状態でもないと思いますので、私はこの請願については採択すべきだと意見を述べたいと思います。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。舘山委員。

○舘山善也委員 私も意見なんですけれども、今回、今、奈良岡委員と山脇委員もおっしゃられたように、みんなで委員会で決めて継続審査ということになったわけですよ。恐らく会派に戻ってから、継続審査に賛成したんですけども、会派に戻ったら、いろんな理由があって、方向が変わったということは理解しなくもないです。ただ、結果的に、それであれば、半数の議員が賛同をすれば途中で委員会も開催できるし、そういう行動をしてもらえば、今日このような形で、最終日に、皆さんの時間を取って、急いだ議決に臨むこともなかったと思いますので、やはりそういうことは、会派に帰って、そういう状況になったのであれば、速やかにそういう行動を起こしてもらいたかったなということが1つの意見です。

今、山脇委員がおっしゃった中で、この団体から意見をもらうということ

に関しては、意見はあったけれども、私はそれを承諾はしておりませんし、委員会で呼ぶということも決めてはいなかったと記憶しております。また、今回の請願に関して、無償化するという考え方の趣旨としては私も理解するところでもありますし、それは義務教育という観点から見れば子どもたちの負担を少なくするという点では十分理解はできるけれども、今このコロナ禍の中で新たに9億円以上の出費をしていくということが、果たしてここに重点を置く問題なのかということは、ちょっと僕は疑問があります。

また、じゃあ今の教育の——給食の問題に関して、全く異論はないかといったら、そうでもないです。ずっとこの扶助費の金額も変わらないし、扶助費の設定自体も、申請しなければ分からない状況の方もいらっしゃるということで、この規定の曖昧さ、また、一步でも二歩でもこの扶助費の率を上げるとか、そういったことも検討すべきではないかなと思っているところであって、この請願を特化して見れば、私はこれに反対ではありますけれども、趣旨は賛同するところはあると思っています。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 私は、やはり教育の無償化は国がやるべきだと思っています。県内のほかの市町村でもやっているところはありますけれども、多分、児童・生徒数とか、そういったところで金額も違って来るだろうし、今、やはり館山委員がおっしゃったように、コロナで失業したり、食べていけない人たちもいる中で、毎年毎年約9億円出していくのはちょっと大変だなと思って、趣旨とは違うかもしれないんですけども、もっと優先してやれるほうにやったほうがいいかなと思っています。

また、給食費を無償化することによって——何でしたっけ、県外流出とか、そういうのはちょっと防止できないんじゃないかなと思っています。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 これまでの経緯として述べますけれども、前回、去年の請願の審査のときも、この請願に対して反対された方々は、国がやるべきものだというわけですよ。当然、国が財政負担をしてやれば、地方自治体も助かるわけなんですけれども、それは私もそう思うんですけども、じゃあ、なぜ今年の国に財政負担を求める意見書に反対をしたのか。私は、そこに矛盾があるのではないかなと。これは、事実として申し上げたいと思います。

それと、前回の審査でも申し上げましたが、実際に市民から私に言われていることは、他都市とやっぱり比較されます。南郡のほうの人たちは、何で青森市は学校給食無償化をやらないんだとか言われるんですよ。なので、人口減少は自然減というものも確かにありますけれども、ますますそういった、

県内でも大分無償化が進んでいる中で青森市がやらないとなれば、そういった意味からも人が離れていくのではないかなと思っておりまして、ぜひ賛同していただきたいなと思います。

以上です。

○中村美津緒委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村美津緒委員長 それでは最後に、私から委員の皆さんに意見を述べさせていただきますと思います。

私たちはこの文教経済常任委員会で、委員間討議をしっかりと重ねて、しっかりと話し合いをすべきだというふうに――最初そうなりましたけれども、この請願も、もっとしっかりと審査、お話しすべきであったと思いましたが、こういった形になって非常に残念であります。次はしっかりと審査できる場を、この委員会でもっていきたいと思いますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。請願第6号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村美津緒委員長 起立少数であります。

よって、請願第6号については不採択とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を終了いたします。

(会 議 終 了)